

平成 29 年度 荒尾市医師会 事業計画

平成 28 年 4 月 14 日に前震、16 日に本震と 2 度に渡る震度 7 の大地震が熊本を襲い、多くの人的被害が出、熊本の医療は一部機能不全に陥りました。15 日には県医師会内に災害対策本部を設置し、日本医師会との連携のもとに JMAT の派遣を依頼し、全国より多数の JMAT チームが熊本に駆けつけられました。荒尾からも県医師会災害担当理事として西芳徳先生が先頭に立ち、荒尾市民病院や医師会からも JMAT として出動し頑張ってもらいましたことに感謝します。それから 1 年が経過しやっと復興の目途が立ち始めましたが、完全復興にはまだまだ時間がかかります。亡くなられた方、被害を受けられた方々には心からお見舞い申し上げます。

幸い荒尾には大きな被害はありませんでしたが、日頃からの防災訓練の必要性を身にしみて感じ、又築 50 年に近くなる荒尾市民病院は震度 7 では倒壊することは間違いなく、早急なる建て替えの必要性が立証されました。

世界を見渡せば、英国の EU 離脱、米国のトランプ政権の誕生と保護主義政党の台頭が目立ち、隣国北朝鮮の暴走、韓国の政治不安、中国の海洋進出と日本にとっては安倍政権だけが頼りです。自民党党大会で総裁任期が 3 期 9 年と決定しました。医師会としては平成 30 年度の医療、介護の同時改定に注目が向き期待がよせられ、このためにも政権の安定が必要です。

そんな中、地震で途絶えておりました第 4 回有明地域医療構想検討専門部会が開催され、熊本県地域医療構想の原案が提出され、審議のもと承認されました。将来の目指すべき医療提供体制の実現に向けた施策として

- ① 病床機能の分化及び連携の推進（不足する病床機能の充足に必要な病床機能転換のための施設や設備の整備対策）
- ② 在宅医療等の充実（「地域包括ケアシステム」の構築を進め在宅医療充実に必要となるサービス基盤の強化受け皿づくり）
- ③ 医療従事者、介護従事者の養成確保

有明医療圏として玉名と荒尾で関係当事者が将来目指すべき医療連携体制の実現に向けた今後の方向性を共有し、それぞれの役割を果たしていくことが重要となります。今後地域医療構想調整会議が設置され進捗状況を毎年度評価し、必要に応じて施策や事業の見直しが行われます。そのためにも荒尾市医師会としてはまず中核となる荒尾市民病院の今後の方針を市と十分に話し合っていく必要があります。

さて昨年より荒尾市医師会の関係する新しい事業が立ち上がりました。全国 8 カ所で 65 歳以上の 1 万人の住民を対象としてご協力いただき、認知症やうつ病、循環器疾患や寿命に関する体質や生活習慣について分析する疫学調査「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究」です。昨年 11 月より本年 2 月まで荒尾市 1500 名の協力者を得て基礎調査が終了し、今後 5 年間の追跡調査が始まりました。荒尾市と熊本大学が協定を結び、今後荒尾の「まちづくり」ができますように医師会としても協力したいと思っています。地域包括ケアシステムに関しては平成 27 年 2 月荒尾市在宅医療連携室「在宅ネットあらお」を開所し、荒尾市の多職種参加のもと順調に運営されていますが、昨年は生活支援ボランティア養成講座を開催し、第一期生 41 名が卒業し、今年度も第二期生の養成講座を予定しています。この方々の地域包括ケアシステムの中での活躍を期待しております。毎年医師会が引き受ける仕事が増加します。昨年は学校健診に運動器健診が加わりましたが、今年度は 3 月 12 日改定道路交通法により認知症高齢者の運転免許更新に関する診断書の作成が必要となり日本医師会が作成した「手引き」を用いてかかりつけ医が中心となって支援する必要が出てきました。これらの仕事は全医師会員で分担して荒尾市民のためにするものですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

本年 2 月 5 日の市長選挙で荒尾市政に長年携わり荒尾を良く知り理解しておられる浅田市長が誕生しました。荒尾市医師会としましてもいい環境ができましたので、行政とよく話し合い医師会運営をしていきたいと思えます。保健医療福祉の充実は安全安心な市民生活の基礎であり、このような理念の下に地域医療のさらなる発展に会員一致団結し、地域住民の期待する保健医療活動に向け事業活動計画を実施します。

平成 29 年度事業計画重点項目

1. 倫理の高揚

医師は地域社会のリーダーであることを意識し、自ら資質の向上に努め、驕ることなく、お互いを尊敬し、自他共栄を基本とし、患者の診療に際しては常に患者の立場に立って丁寧な説明に努める。

2. 生涯教育の推進

日医・県医医学講座、学術講演会、各種研究会・勉強会での研修の強化、充実に努める。

3. 地域保健に関する事項

(1) 乳幼児保健活動の充実

乳幼児健診を通じて早期介入すべき疾病を発見するとともに育児を支援し、予防接種活動を通じてワクチンで予防可能な感染症を未然に防ぐよう努める。

(2) 学校保健活動の充実

少子社会が進み、小中学校の統廃合が進む中、学校保健委員会を各校で開催し、知育・徳育・体育・食育の向上に貢献し、児童生徒の心身の健全育成に努める。

(3) 在宅医療の推進

平成 25 年度に始まった在宅医療推進事業は、平成 27 年度は荒尾市在宅医療連携室「在宅ネットあらお」を開設し、多職種協働の事例検討会や市民公開講座などを開催してきた。平成 28 年度からは市の委託事業として継続されており、勇美財団の助成を受け、生活支援ボランティア養成講座を開催している。本年度はこれまでの事業を継続するとともに、在宅ネットあらおを中心に市民への啓発活動を進め、まちづくりの一環として在宅医療の推進に努める。

(4) 健診活動の充実

特定健康診査・特定保健指導を支援し、生活習慣病の予防に努める。

(5) 産業保健活動

労働者の体と心の一体的健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的労働衛生管理についての窓口相談、企業訪問指導、産業医活動を継続していく。

また、平成 27 年 12 月より施行された改正労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」を周知させるため、会員に対して情報を提供する。

(6) 地域スポーツ活動への協力

(7) 「いきいき健康づくり教育講座」の充実

(8) 「荒尾市健康福祉まつり」の充実

4. 医療対策に関する事項

(1) 小児平日夜間救急診療体制の堅持

荒尾市民病院の小児科常勤医が確保されているが、1 人だけでいまだ十分とは言えない状態である。平成 17 年 5 月より発足した本体制の充実発展のために、荒尾市民病院救急医とともに隣接大牟田医師会および大牟田市立病院と連携し、永続性のあるものに構築していく。また、玉名郡市医師会と共同して小児診療の研修を通じてさらに連携を進める。

(2) 救急・休日医療対策

玉名郡市医師会・大牟田医師会と協力し、「有明地域」としての救急医療体制を考えていく。

荒尾市民病院・大牟田市立病院・大牟田天領病院・公立玉名中央病院が基幹病院として重

症患者を受入れ、専門的チーム医療に専念できるように消防救急隊と各医師会が連携を密にして一次医療、とくに平日診療時間帯での一次救急医療は「かかりつけ医」である医師会員が積極的に担う様に、また休祭日における当番医でも、軽症患者の受入れに積極的に努める。さらにタクシー代わりに救急車を利用しないように、窓口にポスターを掲示するなど市民への啓発に努める。

(3) 広域災害への対応の組織づくりと会員に向けての救急災害医療教育

平成 28 年 4 月の熊本大地震を経験して得た多くの教訓を将来いかに生かしていけるのが現在の課題である。災害時の医療活動について広く会員の知識とスキルのレベルをアップしていくことも大切な医師会の事業となる。また、各団体と協働して有明地域の災害に対応する組織の役割を担っていく。

(4) 医療事故防止対策と事故後の支援

不幸にして事故が発生した場合、適切な救急処置を行った後、早期に荒尾市医師会を通じて県医師会にその後の対応を依頼する。医療安全研修会などを通じて事故防止の普及啓発を行う。平成 27 年 10 月施行の「医療事故調査制度」に関する情報を会員に提供する。

(5) 医療施設の機能分担と相互連携の推進

平成 26 年度から始まった病床機能報告制度に基づき、昨年度は二次医療圏ごとに「地域医療構想」の策定が進められ、有明医療圏および熊本県の地域医療構想素案の策定が終了している。本年度はこの素案を前提に、荒尾市の医療施設間における医療機能分担の調整を図り、本年度制定された地域医療連携推進法人の活用を検討し、在宅医療連携とあわせて荒尾市独自の地域包括ケアシステムの確立を目指す。

(6) 適正な保険診療の確立

会員は検診とも捉えられる過剰な検査を控え、重複診療とならないよう適正受診を指導し、良識ある日常診療に努める。信頼できるジェネリック医薬品は積極的に使用し、限りある医療資源を有効に利用するため、公正適正な保険診療に努める。また個別指導においては主張すべきは主張し、自らも正すべきは正して適切な診療に努める。国が推進する在宅医療についてはその診療報酬体系が複雑であり、さらなる習熟が必要と思われる。すべての診療において正確かつ必要十分な診療録の記録が要求される。療養担当規則を遵守し、診療報酬内容についても習熟し、適正な医療を行うことによって経営の安定化を図り、ひいては地域住民の健康増進に寄与する。

(7) 医療情勢の検討

地域医療構想が現実化してくる情勢のもと、インターネット、日医ニュース、メディアファックスなどの IT 情報のほか、熊本県医師会からの情報も加えて、最新の医療情勢を分析し、「あらお医報」等で会員に伝達する。

5. 介護保険への対応

医療関係者は病気を治すだけでなく、介護保険をうまく利用することによって、患者の自立した生活を成り立たせる必要がある。そのためには介護保険制度に習熟し、介護関係者と密に連携をとり、適正・公正に運営することに努めなければならない。さらには主治医意見書の作成・介護認定審査会等にも積極的に参加することが求められる。

地域包括ケアを円滑に運用するためには密な医療・介護の連携が必要であり、当医師会の在宅ネットあらお等を通してその実現に寄与したい。

平成 29 年度からは介護予防・日常生活支援総合事業が始まるため、それに対する理解も必要とされる。

6. 障害者総合支援法への対応

障害者への理解を深め、障害者の健康と自立のための支援に努める。障害者総合支援法における支援区分認定審査会への参加と、医師の意見書の作成に積極的に関与していくことが求められる。

7. 訪問看護ステーションおよび居宅介護支援事業所の健全な運営

訪問看護ステーション 平成 28 年度実績 (平成 28 年 3 月～平成 29 年 2 月)

	総数	平均/月	(増減)	医療	介護
訪問回数	4,524 回	377.0 回	(▲9.3 回)	1,135 回	3,389 回
対象者数	635 人	52.9 人	(△3.5 人)	109 人	526 人
紹介者数	58 人	4.8 人	(△1.1 人)	28 人	30 人

居宅介護支援事業所 平成 28 年度実績 (平成 28 年 3 月～平成 29 年 2 月)

	総数	平均/月	増減
ケアプラン数	1,003 件	83.5 件	(△6.7 件)
予防プラン数	30 件	2.5 件	(▲0.6 件)

平成 28 年度は前年度に比べ月平均で見ると、対象者数で 7.1%の増であるが、訪問回数は 2.4%減、紹介者数は 14.7%減となっている。ケアプラン数は 8.8%増であるが、事業実績としては定常状態に達している印象である。当医師会の訪問看護および居宅支援事業は「在宅ネットあらお」とともに、荒尾市における「地域包括ケアシステム」を構築していくうえで重要な拠点となることが期待されており、更なるスタッフ数の充足とサービス内容の充実を図っていく。

8. 個人情報保護法の遵守と情報化社会への対応に関する事項

個人情報保護法に関しては医療介護と共にその遵守につとめなければならない。インターネットによる情報収集、伝達的手段として会員各位はパソコンを設置し、インターネットを利用した医師会ホームページを情報伝達手段として推進する。平成 27 年度より、熊本県医師会を主体として、熊本県地域医療情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）が開始され、有明圏域でも平成 30 年以降のネットワーク構築を目指すこととなるが、その参加のために医師資格証の取得が必要で、その手続きを推奨する。

9. 会員福祉の増進

- (1) 厳しい医療環境の中であればこそ、会員の意思疎通をはかることが大切であり、会員および婦人会会員相互の親睦をはかる為、旅行・ゴルフ・登山・カラオケ・麻雀大会など各種レクリエーションを充実し、多くの会員が参加できるよう企画する。
- (2) 医療事故・医療トラブルの緩和のために相談できる弁護士の推薦リストを作成している。事故ある時は医師会に届けるとともに、ケースにより推薦弁護士、県医師会処理委員会に相談し、任せて本来の仕事に専念できるように努める。
- (3) 労働保険事務組合の円滑な運営に努める。

10. 広報活動の充実

激変する社会・医療情勢の中、迅速かつ適確な情報伝達を内外に向けて発信し、医師会活動のPRに努める。

11. 医療経営の安定化と医師会活動の強化に関する事項

医療の公共性のもと、医療の安全をはかると共に、地域住民に良質の医療を提供するためには、医療基盤の確立が必要である。そのためには会員各位の医政に対する意識の改革が必要であり、強力な医政活動が必要である。日本医師会長をバックアップして、政権与党に影響を与えうる医師会を目指していく。